

お客様各位

糸魚川信用組合

金融円滑化に関する相談窓口のご案内

平成21年12月に施行された「中小企業金融円滑化法」は、平成25年3月末に期限を迎えましたが、当組合は、同法の期限到来後も、お客様に対する対応方針がかわることはありません。

当組合は、公共的使命を全うするため、地域社会・地域経済の発展に貢献することを経営理念に掲げ、創意と工夫を活かして、組合員や地域社会の期待・信頼に応え、適切な情報開示を行うとともに、組合員の皆様との対話により引続き金融の円滑化に全役職員が取り組んでまいります。

記

- お客様からの新規融資や貸付条件の変更等のご相談・お申込に対しては、お客様のご事情をきめ細かく把握し、迅速かつ真摯に対応いたします。
- 中小企業のお客様からの条件変更等の申込に際しては、中小企業の特性や事業の状況、個別の実情を勘案し、経営改善に向けた取組みを積極的に支援します。
また、関係する他金融機関との連携を図りながら、円滑な資金供給に努めます。
- お客様の抱える問題や課題に対しては、お客様の立場に立ち最適な解決策のご提案ができるよう、コンサルティング機能の発揮に努めます。
取引先の経営改善・事業再生の取組みを促進するため、専門的知識を必要とする課題解決については、中小企業再生支援協議会等の関係機関との適切な連携を図ります。
- 中小企業金融円滑化法の期限到来後の取組みについては、全役職員への周知を徹底し、引続き金融の円滑化に取り組めます。

【金融円滑化に関する相談等窓口】

営業店ご相談受付窓口	本部ご相談受付窓口
各営業店 受付時間平日 9:00～17:00	融資部・企業支援室 025-552-9880 受付時間平日 9:00～17:00

以上